## 主 文

本件上告および附帯上告は、いずれもこれを棄却する。

訴訟費用中、上告に関する部分は上告人の負担とし、附帯上告に関する 部分は附帯上告人の負担とする。

## 理 由

上告人Aの上告理由(上告状記載の分を含む。)について。

所論は、ひっきょう、事実審の裁量権の範囲に属する証拠の取捨判断および事実 の認定を非難攻撃するものにすぎないから、採用するを得ない。

附帯上告人Bの上告理由について。

貸金業の届出を受理されたからといって、かかる者のなす金融行為自体が商行為となるものではなく、したがってまた、かかる貸金業者を商人と認めることができないことは、当裁判所の判例とするところである(昭和二七年(オ)第八八二号同三〇年九月二七日第三小法廷判決、民集九巻一四四四頁参照)。されば、本件消費貸借を商事ともいえないから、所論は、その前提を欠くものであって、採るを得ない。

よって、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

_		健	野	奥	裁判長裁判官
助	之	作	田	Щ	裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
外		和	田	石	裁判官